

救急搬送における選定療養費 について

救急の現状

- 救急搬送件数が近年大幅に増加
 - ▶ 救急現場がひっ迫
 - ▶ 救急車を受入れる医療機関がなかなか決まらないケースも



救急車の
有料化では
ありません！

救急車を呼んだ時の緊急性が認められない場合には

⇒ 令和8年7月から対象となる大病院において

選定療養費（特別の料金） が徴収されます

詳しくはこちら▶



- 診断時に軽症でも救急車要請時の緊急性が認められる場合は徴収されません（例）熱中症、小児の熱性けいれん、てんかん発作 など
- 救急安心センター（#7119）、子ども医療電話相談（#8000）で救急車の要請を助言された場合は、原則、選定療養費は徴収されません。迷ったらご相談ください

急な病気やケガで救急車を呼ぶか迷ったら…



- ◆ 命に関わるような**緊急時は、迷わず救急車**を呼んでください
- ◆ 救急車を呼ぶか**迷ったら、救急安心センター等**へご相談ください

長崎県

救急安心センター



7 1 1 9

相談
受付

看護師が24時間365日対応

上記がつかない場合 095-801-1217

長崎県

子ども医療電話相談



8 0 0 0

平日・土日 午後6時から翌朝8時まで
日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）24時間

上記がつかない場合 095-822-3308

対象病院

長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンター、長崎原爆病院